

## 第2章

## 地域福祉をとりまく状況

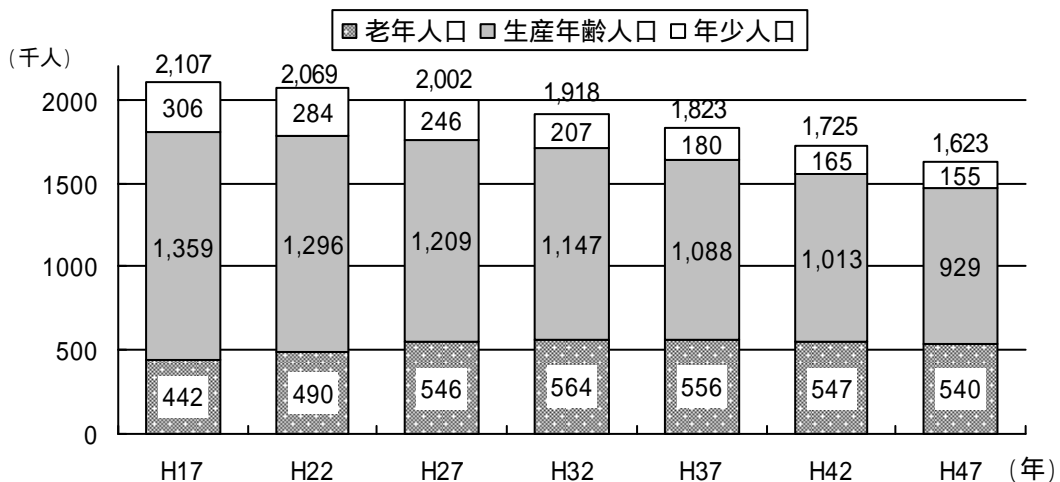
### (1) 福祉をとりまく情勢

#### 人口減少・高齢化の進行

本県の人口は、平成17年に減少に転じました。今後も、少子化の影響を受けて人口の減少は続き、平成47年には現在の約210万人よりも約50万人少ない約160万人へと大きく減少し、特に生産年齢人口が急激に減少していくと見込まれます。

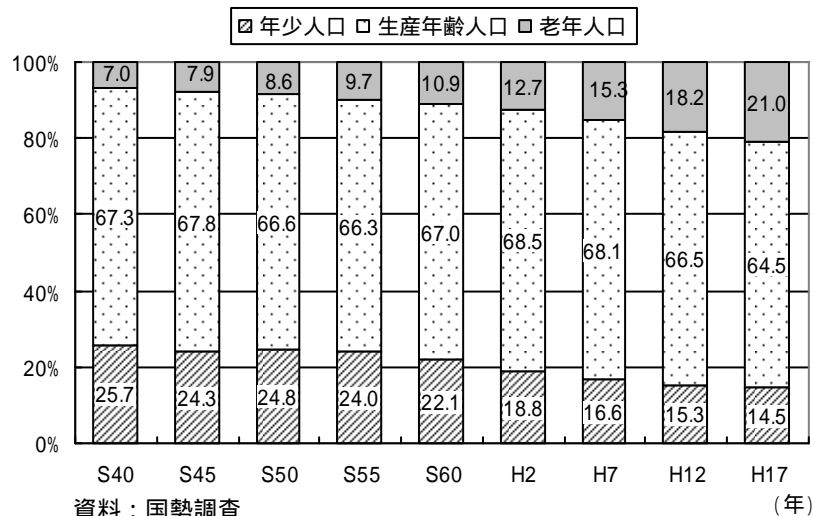
また、人口の減少がつづく一方で、65歳以上の人口は、平成32年まで急増します。

資料1 岐阜県の人口推移



資料：国勢調査、推計値は岐阜県人口・少子化問題研究会の推計（基本パターン）による

岐阜県の年齢別人口割合の推移



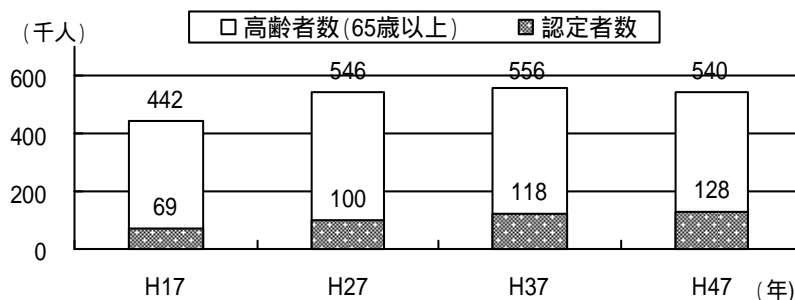
資料：国勢調査

## 福祉サービスの提供を必要とする要支援者の増加

高齢化の進展にともなって、介護を要する高齢者の数は年々確実に増加を続け、平成 17 年の約 6 万 9 千人から、平成 47 年には、ほぼ倍の約 12 万 8 千人に及ぶとも推計されます。

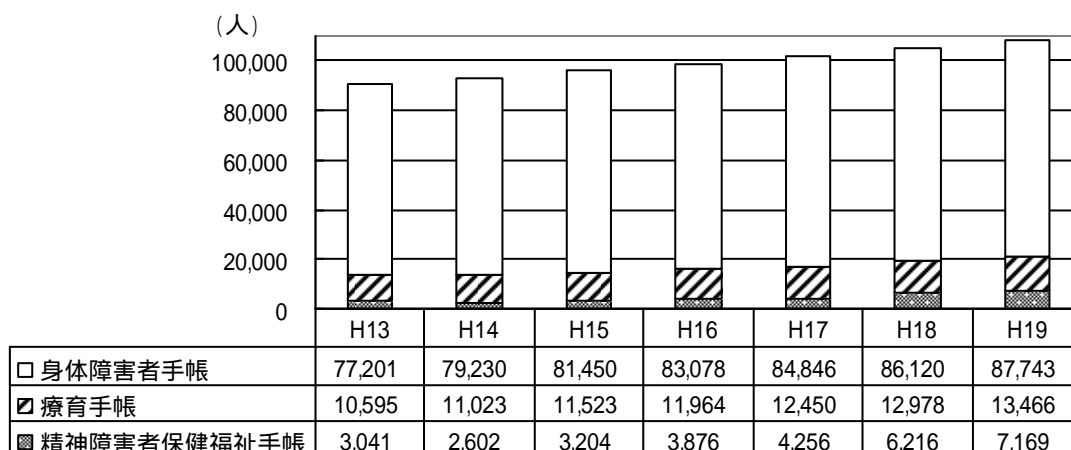
また、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数とともに、発達障がい者として支援が必要とされる方の数も年々増加しています。

資料 2 岐阜県の高齢者数・要介護（要支援）者認定者数の長期推移



資料：介護給付費実態調査、国勢調査、岐阜県将来構想研究会推計

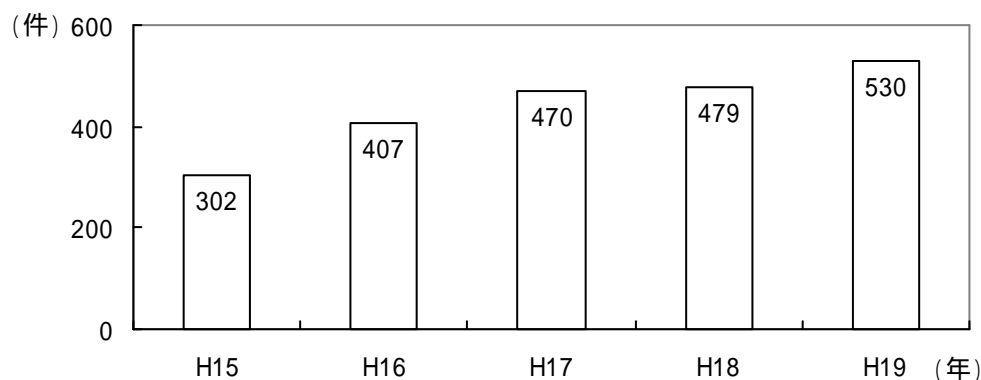
資料 3 岐阜県の障がい分野各手帳所持者数



(注) 精神障害者保健福祉手帳のH13の数値は有効期限切れも含む

資料：県まとめ

資料 4 岐阜県における児童虐待の状況（子ども相談センター対応件数）



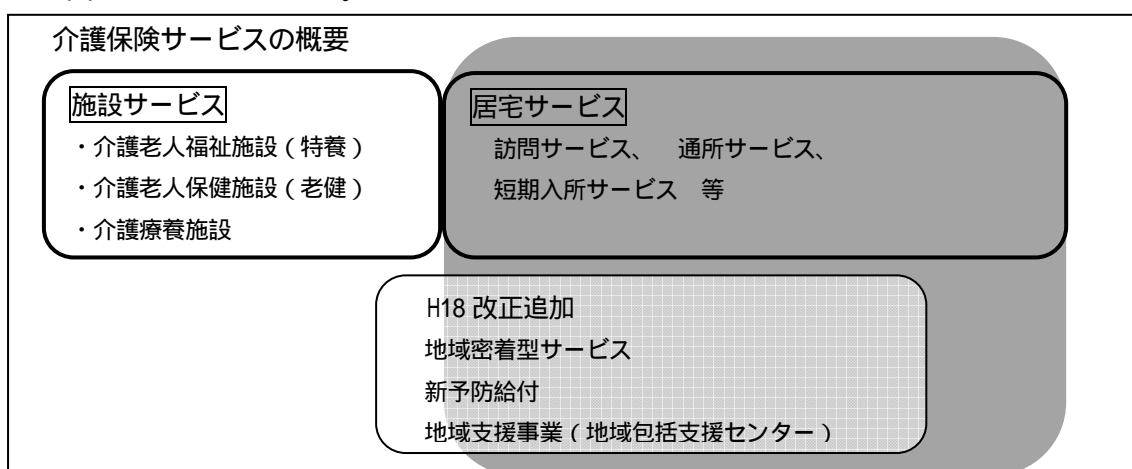
資料：県まとめ

## 各分野における制度改正 ～「施設」から「地域(在宅)」重視

### 1)高齡福祉分野

平成 12 年に介護保険法が施行され、事業者から提供される様々な介護サービスを利用者が選択できる仕組みがつけられました。制度の定着にともない、高齢者介護サービス提供量は飛躍的に増加し、介護保険の総費用も急激に増加しました。

このような状況のもと、制度の持続可能性が問われ、平成 18 年に介護保険法が改正されました。この改正により、介護予防の重視、施設入所者に対して一定の負担を求めるとともに、地域密着型サービスの創設や地域包括支援センターの設置などにより、できる限り住み慣れた「自宅や地域」で生活が継続できる体制の整備を図ることとされました。



### 2)障がい福祉分野

2000 年代に入って、それまで遅れているといわれていた障がい福祉分野の改革が進められ、行政による「措置」から、利用者自らの「選択・契約」によりサービスを利用する支援費制度へと移行し、さらに平成 18 年には「障害者自立支援法」が施行されました。

障害者自立支援法は、障がいの種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい)の一元化、就労支援の強化、利用者の応益負担と国の財政責任の強化などを柱として、障がい者の「地域」での生活を支えようとするものです。

#### 岐阜県の障がい福祉サービスの将来見込み

	現 状	将来見込(H23)	備 考
障がい福祉施設入所者	2,526 人(H17)	2,343 人	減少分はグループホーム・ケアホーム、一般住宅等、地域生活へ移行
グループホーム・ケアホーム利用者	400 人(H18)	831 人	
訪問系サービス利用者	1,098 人(H18)	1,744 人	
入院中の退院可能精神障がい者数	587 人(H17)	190 人	減少分は地域生活へ移行

(注) 国の指針に基づき定められた岐阜県障害福祉計画により、障がい者の施設入所から地域生活への移行に関する目標値が設定

### 3)児童福祉分野

子育て家庭の負担感の軽減、地域における子育て支援の強化を図るため、平成 15 年の児童福祉法改正によって、市町村は、保護者からの相談に応じて情報の提供・助言を行う子育て支援事業等の実施に努めることとされました。

また、平成 16 年の改正では、虐待などの児童相談に応じることを住民により身近な市町村の業務として法律上明確にするとともに、都道府県の役割を専門的な知識・技術を要する事例への対応、市町村の後方支援に重点化することにより、全体として地域における児童相談体制の充実が図られました。

さらに、今後は、住居での小規模グループ形態による養育制度を新たな制度として位置づけることが検討されています。

### 4)医療分野

急速な少子高齢化や経済の低成長など、医療を取り巻く環境が変化していく中、我が国の医療保険制度を将来に向けて持続可能なものとしていくためには、医療に要する費用が過度に増加しないようにしていく必要があります。そのため、平成 20 年度より、国と都道府県が定める医療費適正化計画に基づき、国民の健康の増進や医療の効率的な提供の推進に向けた取り組みが進められています。

その柱の一つが、平均在院日数（患者が入院した日数の平均値）の短縮であり、地域の病院や診療所の連携体制の構築、療養病床（注）の再編、在宅医療の充実等を通じ、将来に向けて入院医療費の伸びを抑制していきます。

（注）医療機関にあって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床。

医学的管理やリハビリの密度により、医療保険の対象となる「医療療養病床」と介護保険の対象となる「介護療養病床」とに分かれるが、提供されるサービスは実質的に変わらない。

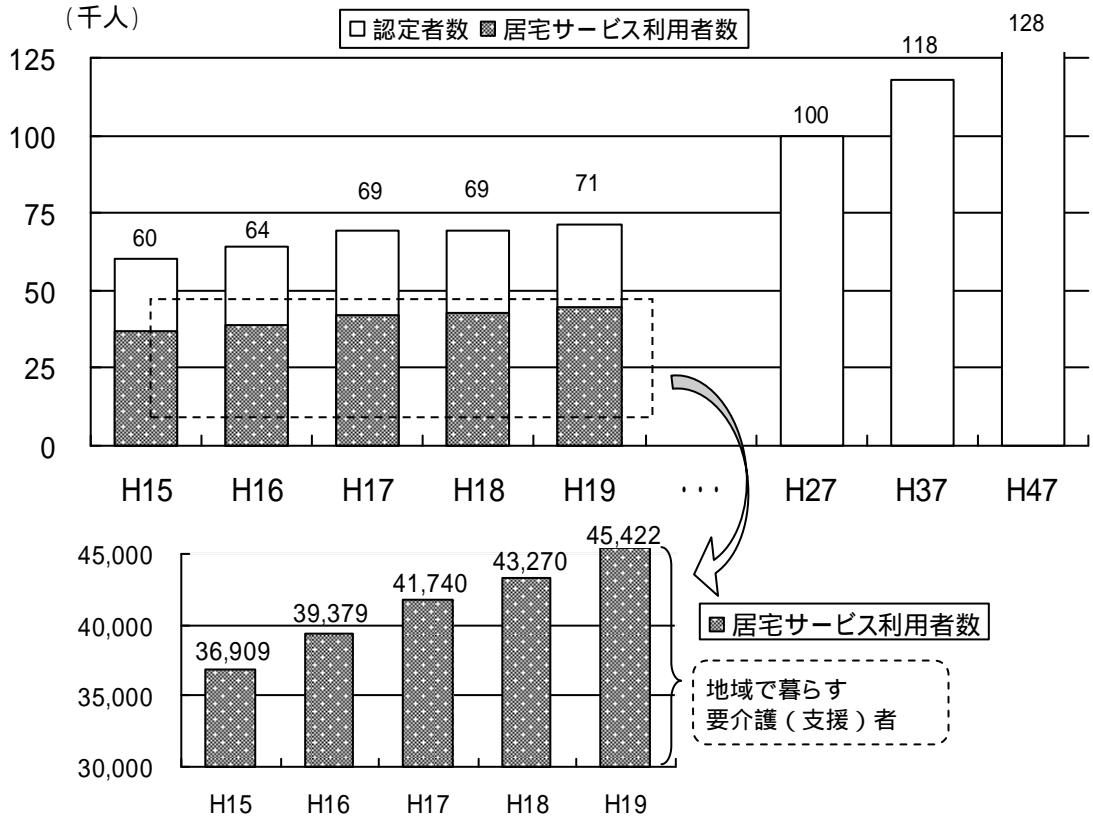
#### 岐阜県医療費適正化計画における平均在院日数の短縮目標

	平成 18 年度	平成 24 年度目標
全国	32.2 日	29.8 日（ 2.4 日）
岐阜県	27.5 日	26.6 日（ 0.9 日）
（長野県）	25.0 日	全国最短路日数

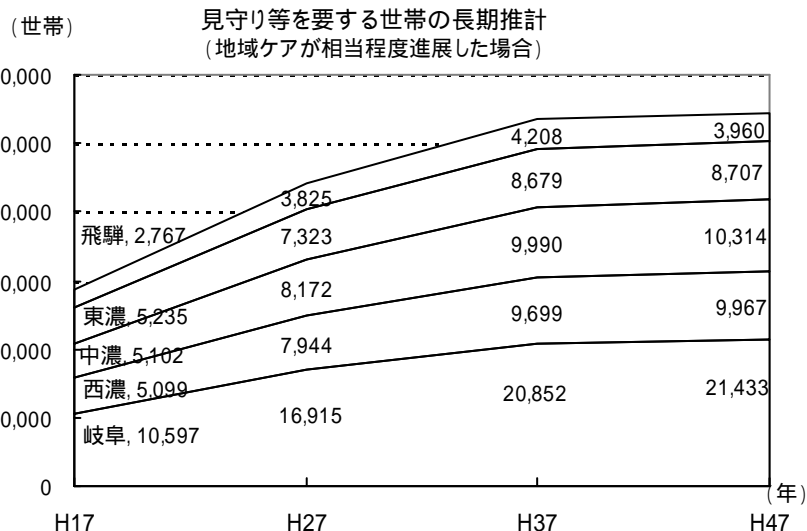
## 今後の動向 ~ 地域(在宅)で暮らす要支援者の増加

高齢者等の増加と、各分野における制度改革によって、地域（在宅）で暮らす福祉サービスの提供を必要とする要支援者が増加します。

資料5 岐阜県の要介護認定・居宅サービス利用者数の長期推移

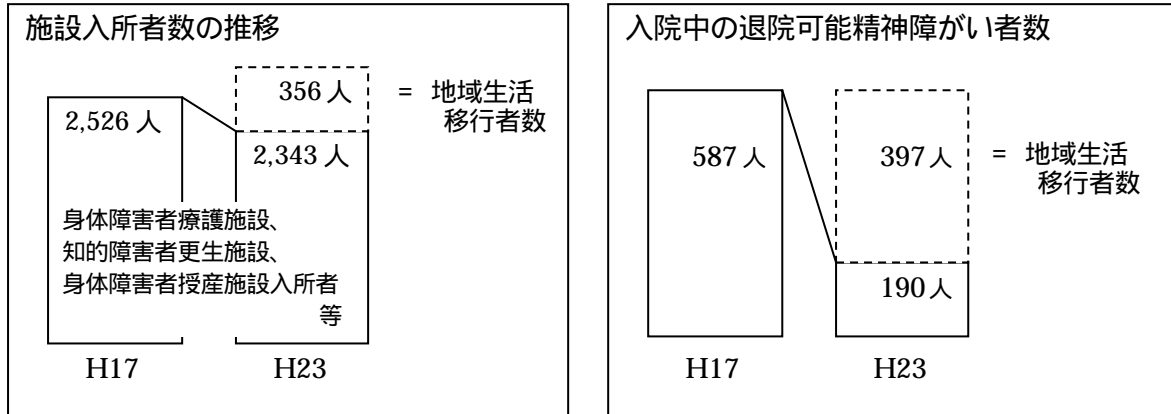


(参考)岐阜県医療費適正化計画より



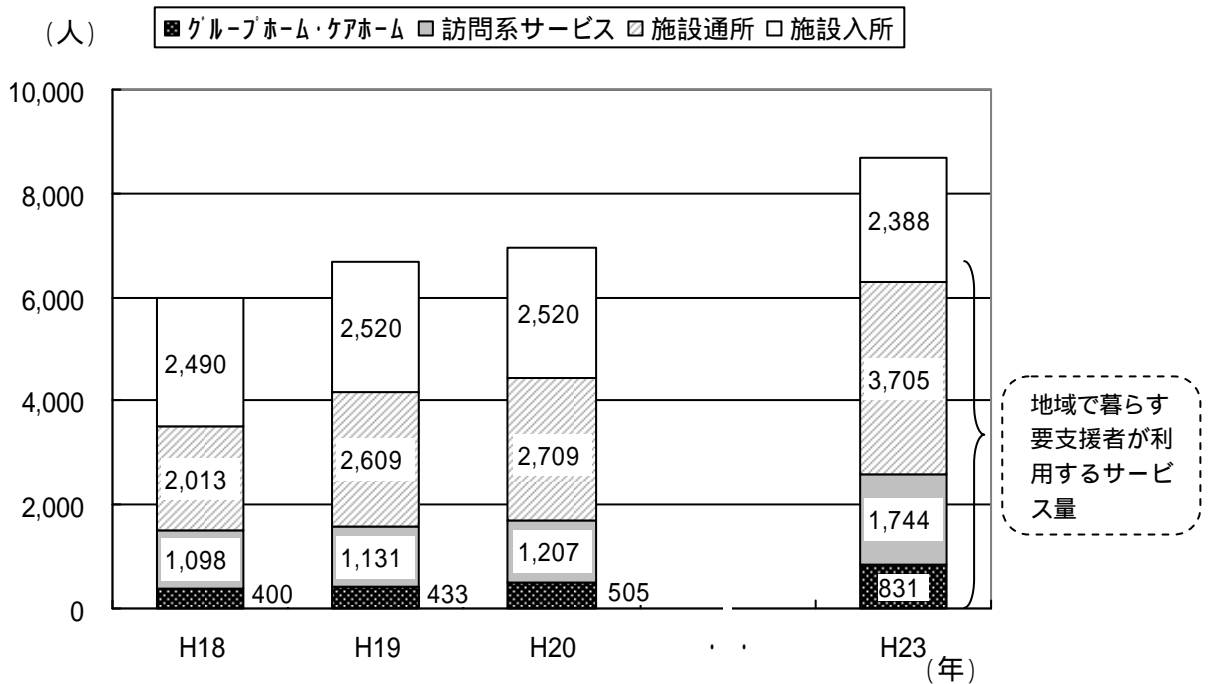
(注) 地域ケア：高齢者の生活を支える医療、介護、住まい等の総合的な体制の整備

資料6 岐阜県の障がい者サービスの将来目標値



資料：岐阜県障害福祉計画

資料7 岐阜県の障がい者サービスの推計



資料：岐阜県障害福祉計画、県まとめ

## (2)地域福祉の推進について

### 地域福祉の推進とは

平成12年6月に従来の「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、新たな基本理念として、『地域福祉の推進』（第4条）が掲げられました。

ここでは、事業者と社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア等）に加え、地域福祉の推進の担い手として“地域住民”が明記されました。

#### 社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

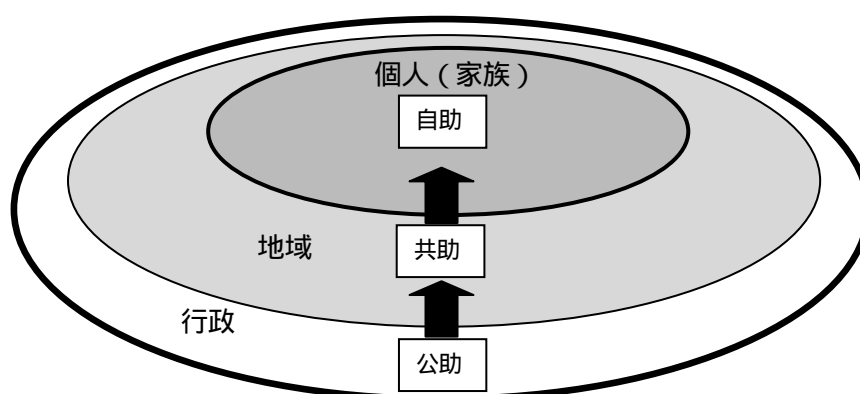
地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### 国策定指針（地域福祉推進の理念）

中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会は、今後の新しい社会福祉の理念について、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにある」と意見し、こうした理念を地域において具現化するために地域福祉の推進を図るべきであるとした。

地域（在宅）で暮らす要支援者に対し、個人や家族による『自助』のほか、地域での住民相互の支え合いによる『共助』、行政による支援『公助』が、各々の役割や特性を活かしながら、包括的かつ継続的に提供される必要があります。

#### 地域の中での『自助』『共助』『公助』の連携による自立支援

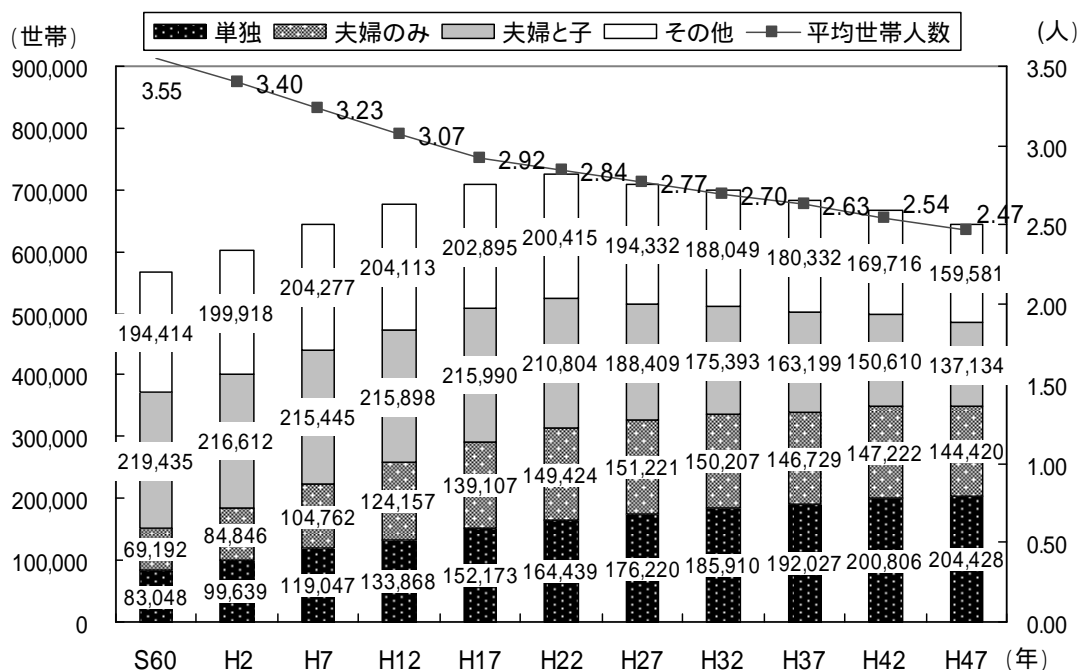


## 家族構成の変化 ~ 家族による扶助機能『自助』の弱体化

少子高齢化、核家族化等の進展により、世帯あたりの人数が減少し、高齢者夫婦のみの世帯、高齢者ひとり暮らし（高齢者単独）世帯が増加しています。

これは、かつてのような、三世代が同居し若い世代によって高齢者が支えられていた状況が減少していることを意味し、家族による扶助機能「自助」の低下・弱体化を示すものです。

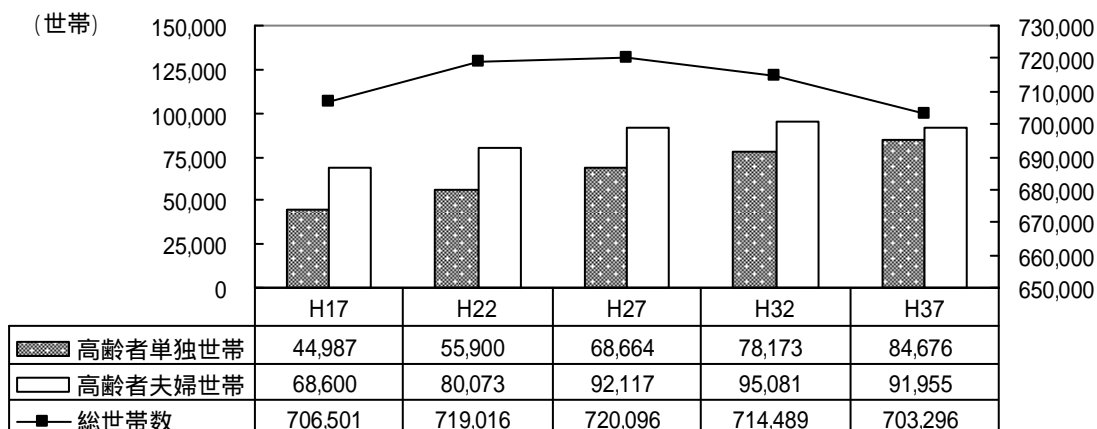
資料 8 岐阜県内の世帯数の推移（家族類型別）



(注) 推計期間の平均世帯数は、2005年総人口に占める一般世帯人員の割合を使用

資料：国勢調査、岐阜県将来構想研究会推計

資料 9 岐阜県内の高齢者世帯数の推移

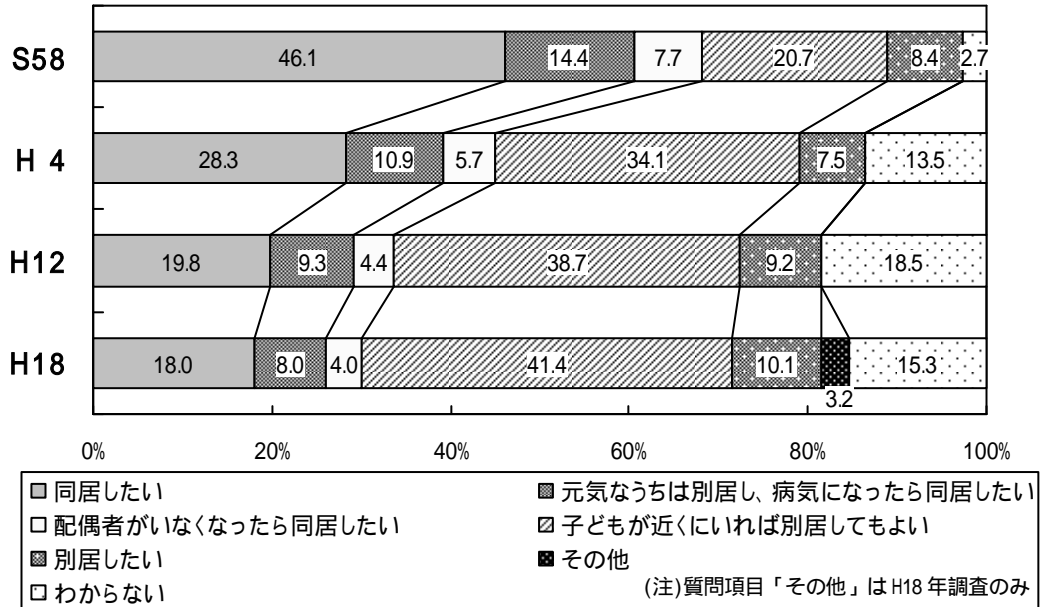


資料：日本の世帯数の将来推計（国立社会保障・人口問題研究所）



(参考)平成 18 年 高齢期における社会保障に関する意識調査報告書

老後生活における子どもとの同・別居について

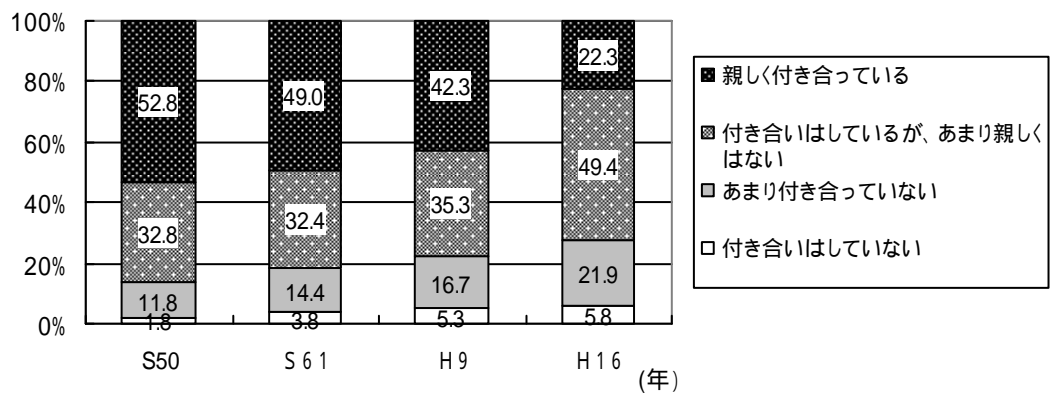


地域のつながりの希薄化 ~ 『共助』の衰退

経済・社会環境の変化とともに、地域のつながり、いわゆる“ご近所づきあい”が希薄化してきています。これは、「向こう三軒両隣」や「遠くの親戚より近くの他人」といわれた互いに助け合う連帯感が薄れ、「共助」を担ってきた地域社会が衰退してきていることを意味しています。

一方、内閣府による地域活動に対する意識調査結果を見ると、「自分が住む地域をよくする活動ができる時間・機会が重要である」と回答する人の割合は、20年以上前から大きく変化はしていません。地域のつながりは活発とはいえないまでも、地域への関心自体が、以前に比べ低くなっているというわけではないと考えられます。

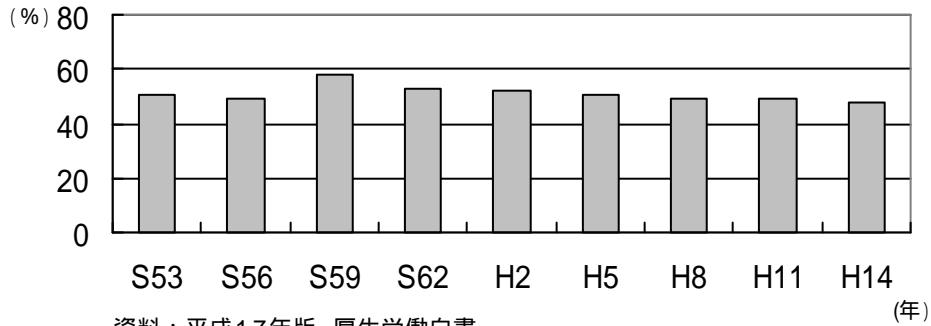
資料 10 近所付き合いの程度の推移（全国）



資料：平成 17 年版 厚生労働白書

**資料 11** 地域・社会をよくする活動への参加意識

□ 居住する地域・社会をよくする活動ができる時間・機会が重要であると認識している割合

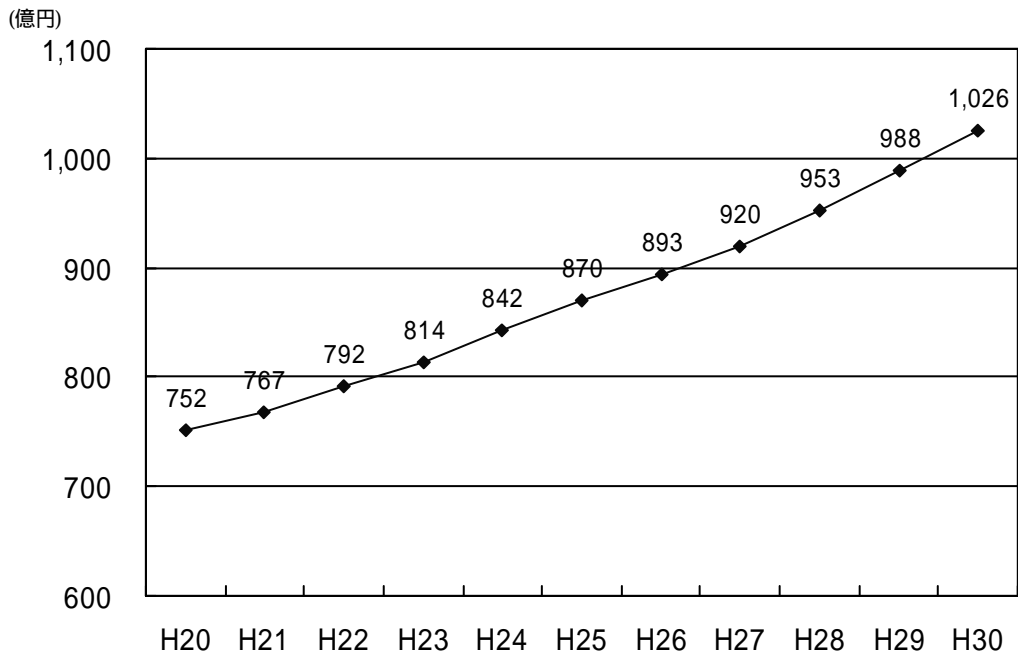


**『公助』 厳しい財政環境**

本県の財政は、全国の多くの都道府県と同様に、県税、地方交付税などの財源の増額確保が見込めず、今後ますます厳しくなっています。

高齢化の進展により、介護保険関係経費や老人医療費助成費などの社会保障関係経費は、毎年20億から30億円増加し、平成30年度には平成20年度よりも約270億円増加するものと見込まれます。

**資料 12** 岐阜県の社会保障関係経費の推移



資料：県まとめ

## 『自助』の弱体化、『共助』の衰退により、地域の福祉課題は多様化・深刻化

少子高齢化、「地域」重視等により、地域（在宅）で暮らす福祉サービスの提供を必要とする要支援者は増加します。

加えて、ひとり暮らし高齢者の増加（『自助』の弱体化）、地域のつながりの希薄化（『共助』の衰退）により、地域の要支援者が抱える福祉課題（生活課題）は一層増加（新たに発生）するとともに、その課題が多様化・複雑化・潜在化・深刻化することが懸念されます。

新たに発生するとともに、多様化・深刻化等する福祉課題（生活課題）

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加にともなう課題の例

孤独死、徘徊死、悪質商法被害、災害時対応、ちょっとした困りごと（ごみ出し、電球の交換等）

家庭・地域のつながりの希薄化にともなう課題の例

高齢者虐待、児童虐待、DV及びそれらの発見が困難

課題が重なり合い、増幅し、より深刻となる場合の例

ひとり暮らし、家族に問題解決能力がない家庭（認知症の母と精神障がいの息子等）が地域から孤立している場合などは、問題が潜在化・深刻化

増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化していく地域の福祉課題の全てを、『自助』はもとより、制度化されたサービス『公助』で解決していくことには限界があり、支え、支えられる『共助』の社会を実現していくことが求められています。

## 地域福祉の推進施策の今日的な課題 ～ 制度外の福祉サービスの必要性

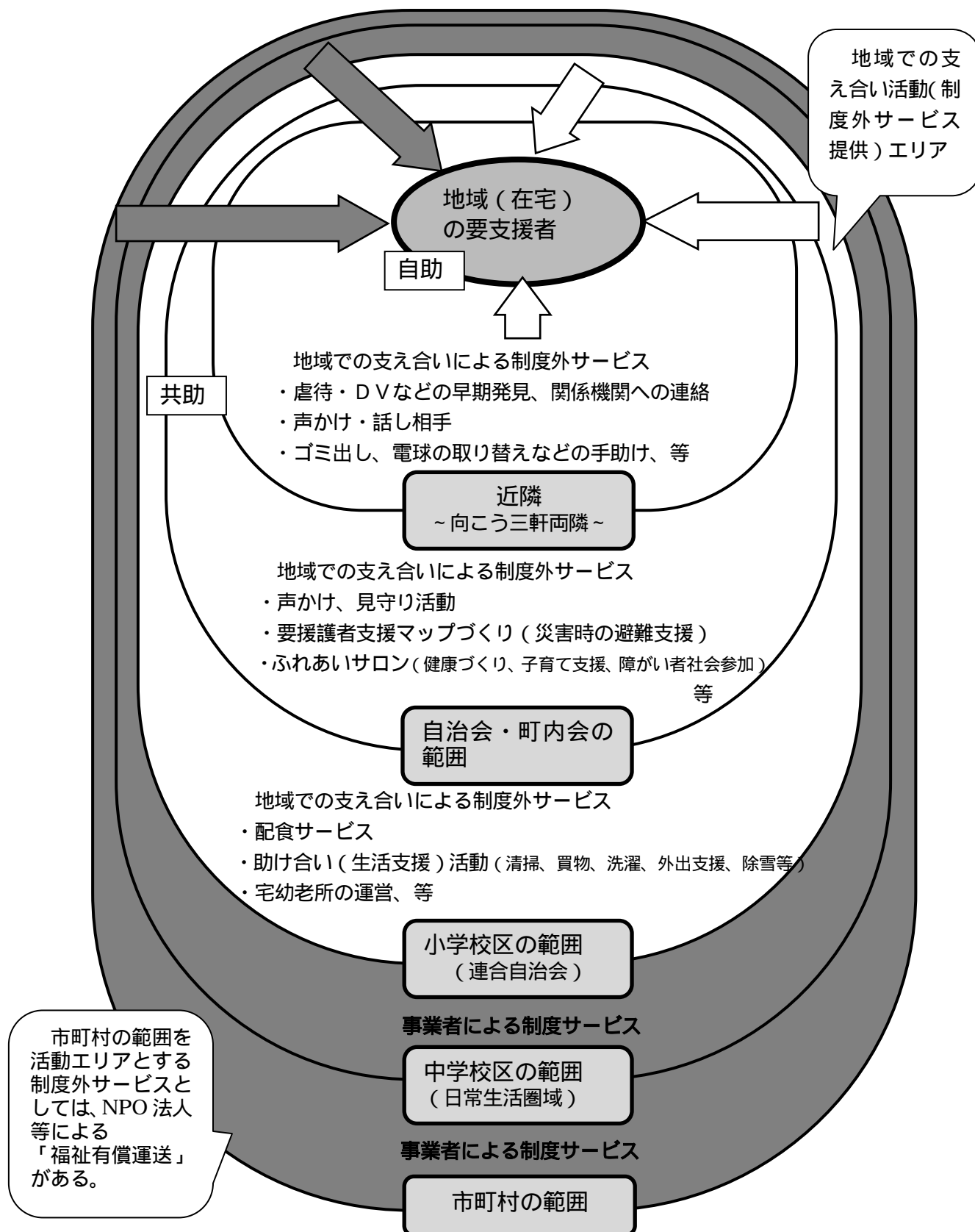
福祉サービスの提供が必要な要支援者が、住み慣れた地域（在宅）でいつまでも安心して暮らしていくためには、地域の医療・保健・福祉・介護機関等による制度化されたサービス『公助』の充実が必要です。

加えて、お互いに支え合う地域社会の再構築により、『共助』（地域での支え合い）による制度の外、隙間・谷間にあるサービスが整備・充実し、一人ひとりのニーズに即して制度及び制度外のサービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制（システム）』の構築が不可欠です。

特に、地域の福祉課題が増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する状況にあって、制度化されたサービスに比べ、柔軟かつ迅速に対応可能な地域での支え合いによる制度外の福祉サービスの果たす役割や特性が、大きく期待されています。

このため、地域住民自らが地域における増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する福祉課題を認識し、これに向き合いながら支え合いによる解決方法を考え、行動（制度外の福祉サービス提供）する仕組みを整備していくことが、地域福祉の推進にあたっての、緊急かつ今日的な課題と考えられます。

活動エリアによる地域での支え合い活動（制度外サービス）イメージ図



## 制度外サービスの例

### 自治会・町内会の範囲

#### 見守りネットワーク活動



要支援者に対して、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員等が連携して声かけ・訪問等を行い、問題の発見時には必要に応じて問題を共有し、解決のための話し合い（調整）を行うことができるような組織的な活動

#### 要支援者支援マップづくり（災害時の避難支援）



要支援者を地図上に明記し、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員等による話し合いによって、日常的な見守り活動や、災害時の避難支援等について検討する活動

#### ふれあいサロン活動



閉じこもりがちな人たちなどが気軽に交流し合い、地域でいきいきと元気に暮らせることをめざし、参加者とボランティア等が内容を企画し、ともに運営していく活動



#### サロン活動例

高齢者の生きがいづくり、健康づくりを目的とした活動  
子育て中の親を対象に育児の悩みごと相談や情報交換、子ども同士の交流を目的とした活動  
障がい者や介護者同士の交流を目的とした活動

### 小学校区の範囲（連合自治会）

#### 住民参加による配食サービス



地域住民相互のふれあいや交流を主な目的として、調理から配達までを住民参加により行い、定期的な食事の提供を通じて要支援者の早期発見、孤立防止、見守りなどを行う活動

#### 助け合い（生活支援）活動



要支援者の在宅生活を支えるため、利用者と提供者が予め会員として登録し、清掃、洗濯、買物、除雪などの日常生活を支援する地域住民による活動

#### 宅幼老所の運営



健康づくり、介護予防、子育て支援等、高齢者や子育て中の親の継続的な交流・学習・相談を行うため、空き教室、空き店舗、民家等を活用して地域での支え合い活動の拠点となるたまり場を地域住民が運営する活動

### 福祉連絡会（池田町）

「地域福祉推進支援事業」(注)を活用して団体設立

町内全域で各地区単位に7団体設立

「宮地区福祉連絡会」「養基地区福祉連絡会」「中地区福祉連絡会」「西地区福祉連絡会」

「東地区福祉連絡会」「池野地区福祉連絡会」「八幡地区福祉連絡会」

設立 平成19年10月

会員 各地区住民全員

- 活動
- ・高齢者などへの見守り・声かけ活動を行う「安心見守り隊」
  - ・ふれあいいいきサロン
  - ・災害時に備えた要援護者支援のための福祉マップ作成・更新
  - ・配食サービス
  - ・地区福祉懇談会活動
  - ・子育て支援（活動準備中）
  - ・介護予防（活動準備中） 等

事務所 各地区公民館

活動費 各団体ともに消耗品費等が145千円/年必要。

145千円全額を町社協が補助（共同募金等を活用）し、活動の継続を支援



### 高山市自主活動連絡会

「地域福祉推進支援事業」(注)を活用して団体設立

設立 平成19年11月

特徴 市内で健康づくり（介護予防等）に取り組む約80団体（健康づくりサロンの連絡・協議組織

活動 平成18年度から高山市社協の支援のもと、市内各地で取り組みが始まった住民自らによる健康づくり（介護予防等）の継続・発展に向けた、団体相互の情報交換・連絡調整、研修会等の開催

事務所 よって館初田

高山市社協が運営する空き店舗を改修した宅幼老所等の複合施設

活動費 通信運搬費等が100千円/年必要。100千円全額を市社協が補助（共同募金等を活用）し、活動の継続を支援



(注) 地域福祉推進支援事業：平成19年度創設の県補助制度。県社協との連携のもと、市町村及び市町村社協が取り組む制度外サービスを担う地域での支え合い活動団体の設立を支援。平成21年度からは事業を見直し「支え合う団体づくり支援事業」

### (3)本県地域福祉の推進現況（第1期岐阜県地域福祉支援計画の成果と課題）

20年度末目標は第1期岐阜県地域福祉支援計画策定時の目標値、市町村地域福祉の策定状況以外の目標達成状況は同目標値に対する19年度末時点における達成率  
各表中の市町村数については、15年度末状況では80市町村、平成19年度末数値については42市町村が対象

#### 市町村地域福祉計画の策定状況

県では、市町村計画策定を支援。ほぼ全ての市町村において策定済みとなる予定

	15年度末状況	20年度末目標	20年度末見込	目標達成状況
市町村計画策定市町村	9市町村	全市町村	37市町村	88.1%

課題等：地域での支え合いによる制度外サービスの計画的な整備・充実に向け、市町村計画は、その実効性を高めていくことが必要

#### 地域での支え合い活動の現状

県では、地域での支え合い活動団体の設立と活動を支援。各地域において、制度外サービスの担い手の組織化が進んでいる。

	15年度末状況	20年度末目標	19年度末	目標達成状況
ふれあいサロン実施箇所数	1,163	1,825	1,452	79.6%
支部社協数	187	-	209	-
ボランティア団体数	2,000	-	2,112	-
保健・医療・福祉等NPO数	110	263	235	89.4%

課題等：地域のつながりの再構築のもと、住民が自主的・主体的に地域の福祉課題に対して、支え合いにより解決を図って（制度外サービス提供）いく福祉コミュニティの創造に向けた取り組みが必要

県では、民生委員活動を支援。現在、4,379人（H19年定数）の民生委員が、地域の相談に応じ必要な支援に繋げるなど、身近な地域福祉の担い手として活動

課題等：民生委員に期待される役割も、増大するとともに、多様化・複雑化

県社協と39市町村社協においてボランティアセンターが設置され、ボランティア活動の振興に向けた支援等を実施。県では、県ボランティアセンターの運営を支援

	15年度末状況	20年度末目標	19年度末	目標達成状況
ボランティアセンター設置市町村数	68(85.0%)	全市町村	39	92.9%
登録ボランティア団体数	1,676	-	1,940	-
登録ボランティア人数	89,255	-	79,468	-

課題等：地域におけるボランティア活動振興拠点として、センターの一層の機能と認知度向上等が必要

#### 社会福祉協議会の現状

県では、本県地域福祉の中核的な推進母体である県社協の運営を支援

課題等：県社協及び市町村社協は、地域福祉の推進母体としての機能を一層発揮し、特に地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実にに向けたコーディネート力等を強化していくことが必要

## 支え合う福祉の「心」の醸成に向けた取り組みの現状

県では、小・中・高等学校、特別支援学校における福祉教育を支援。現在まで、約8割の学校においてモデル事業が実施され、学校現場での福祉教育の定着がみられる。

	15年度末状況	20年度末目標	19年度末	目標達成状況
モデル事業実施市町村数	76(95.0%)	全市町村	39	92.9%
県モデル事業実施学校数(実施率)	486(68.5%)	-	551(80.8%)	-

課題等：モデル事業の成果を踏まえ、学校から地域への福祉学習活動の波及が必要

## 地域での支え合いを担う人材の育成状況

県社協には福祉活動指導員、市町村社協には福祉活動専門員が配置され、ふれあいサロン活動をはじめ地域での支え合い活動を支援。また、ボランティアセンター設置済の39市町村社協のすべてにボランティア振興を担う専門人材であるボランティアコーディネーターが配置。県では、県社協の福祉活動指導員と県ボランティアセンターのコーディネーターの人件費を含む活動を支援

	15年度末状況	20年度末目標	19年度末	目標達成状況
コーディネーター設置市町村数	51(63.8%)	全市町村	39	92.9%

課題等：福祉活動指導員、福祉活動専門員、ボランティアコーディネーターには、地域での支え合い活動に関する企画提案力とコーディネート力等の向上が一層期待。

地域での支え合い活動発展にあたりコーディネート役である福祉活動専門員が他業務で忙しく、活動住民に対する支援が十分に担えていないことが懸念

## 福祉を担う人材の確保・資質の向上に向けた取り組みの現状

県では、県福祉人材センター(県社協委託)を設置し、事業者の人材確保を支援

	H15	H16	H17	H18	H19	(注) H18からシステム変更により過年度との単純比較は困難
就職斡旋件数	187	124	74	54(注)	25	

課題等：中長期的にも福祉人材の確保が大きな課題。県人材センターにおいても、その機能を一層充実することが急務

県では、県福祉研修センター(県社協)の運営を支援し、体系的な研修の実施等により社会福祉従事者の養成と資質向上を促進

	H15	H16	H17	H18	H19
研修会参加者数	2,513	3,227	3,326	1,951	2,101

課題等：質の高い福祉サービス提供が求められる中、事業者による中長期的な視点に立った従事者の養成と資質の向上への取り組みが必要

県では、民生委員に対して経験年数や役割に応じた研修等を実施し、必要な知識・技術の習得を支援

	H15	H16	H17	H18	H19
研修会参加者数	3,020	3,390	3,422	3,631	3,496

課題等：各々異なる地域の実情に応じたノウハウ・情報の蓄積・習得のため、地域毎での研修会、研究会、情報交換会等の充実も必要



## 福祉サービスの質の向上に向けた支援状況

県では、社会福祉事業者による第三者評価の受審促進に向け、16年度から評価基準の策定、第三者評価機関の育成と認証、広報など制度の円滑な定着と普及を図ってきた。

	H16	H17	H18	H19
第三者評価受審事業者数（実施率）	0	7(1.0%)	230(19.0%)	246(19.1%)
うち地域密着サービス事業者	-	-	213(100%)	236(100%)

課題等：省令で義務付けられている地域密着型サービス以外の事業者についても、積極的に第三者評価に取り組むことが必要

県では、良質かつ適切、安定した福祉サービスの提供に向け、18年度から社会福祉法人に対する指導監査事務を現地機関（振興局）から県庁に一元化し、監査体制を強化

	H17	H18	H19
社会福祉法人に対する法人監査実施件数	237	234	210

課題等：社会福祉法人にも、中長期的な視野からの安定した経営戦略が必要

## 専門的相談機関の充実及び広域的な相談対応ネットワークの整備状況

県では、専門的・広域的相談機関を設置し、市町村による相談対応を支援。

17年度には広域的な相談ネットワークの要として福祉総合相談センターを設置

	H15	H16	H17	H18	H19
9機関の相談対応件数の総計	17,627	21,815	31,627	48,600	43,177

課題等：県内関係機関の一層の連携強化や、専門的・広域的な役割を担う県の相談機関の一層の機能強化が必要

## 福祉サービス利用者の権利・利益の保護に向けた取り組みの現状

県では、認知症高齢者など判断能力が十分でない人の財産や権利を保護するため、県社協による福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援制度の実施を支援

	H15	H16	H17	H18	H19
制度利用件数	113	159	201	224	319

課題等：一層の制度利用が期待され、地域の関係機関との連携のもと、制度の利用を必要としている方を掘り起こす相談対応やネットワーク体制の強化が必要

県では、福祉サービスに対する適切かつ円滑な苦情解決に向け、事業者に対して法に基づく苦情解決責任者、第三者委員等の設置を指導。また、事業者段階では解決できない苦情対応のために県社協が設置した運営適正化委員会の運営を支援

	15年度末状況	20年度末目標	19年度末見込	目標達成状況
苦情解決担当者配置事業者数	598(48.7%)	950(77.4%)	1,349(82.5%)	106.6%
苦情解決責任者配置事業者数	588(47.9%)	930(75.8%)	1,351(82.6%)	109.0%
第三者委員配置事業所数	421(34.3%)	670(54.6%)	1,070(65.4%)	119.8%

課題等：事業者による円滑かつ適正な苦情解決のため、全事業者による苦情解決責任者、第三者委員等の配置が必要。運営適正化委員会の一層の認知度向上が必要

## (4) 制度外サービスの提供状況

H21年1月1日現在

### 自治会・町内会を範囲とした活動

見守りネットワーク活動		他の基盤となるサービス
	要支援者に対して、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員等が連携して声かけ・訪問等を行い、問題の発見時には必要に応じて問題を共有し、解決のための話し合い（調整）を行うことができるような組織的な活動	約51% (約2,721 / 5,359 自治会等内で実施)
要援護者支援マップづくり（災害時の避難支援）		
	要支援者を地図上に明記し、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員等による話し合いによって、日常的な見守り活動や、災害時の避難支援等について検討する活動	約31% (13 / 42 市町村で作成)
ふれあいサロン活動（高齢者）		
	高齢者の生きがいづくり、健康づくりなどを目的に、参加者とボランティア等が内容を企画し、ともに運営していく活動	約42% (約2,026 / 4,830 自治会等内で実施)
小学校区（連合自治会）を範囲とした活動		
住民参加による配食サービス		
	地域住民相互のふれあいや交流を主な目的として、調理から配達までを住民参加により行い、定期的な食事の提供を通じて要支援者の早期発見、孤立防止、見守りなどを行う活動	約47% (約178 / 382 小学校区内で実施)
助け合い（生活支援）活動		
介護保険の訪問（ホームヘルプ）サービスに相当		
	要支援者の在宅生活を支えるため、利用者と提供者が予め会員として登録し、清掃、洗濯、買物、除雪などの日常生活を支援する地域住民による活動	約7% (約27 / 382 小学校区内で実施)
宅幼老所の運営		
介護保険の通所（デイ）サービスに相当		
	健康づくり、介護予防、子育て支援等、高齢者や子育て中の親の継続的な交流・学習・相談を行うため、空き教室、空き店舗、民家等を活用して、地域での支え合い活動の拠点となるたまり場を地域住民が運営する活動	約10% (約38 / 382 小学校区内で実施)

資料：県まとめ

集計結果には各市町村における推計値を含む。また、推計不可能又は実施状況未把握の市町村は実施率の計算から除外

自治会・町内会を範囲とした活動

H21年1月1日現在

	市町村	自治会 等数	小学校 区数	見守りネットワー ーク活動	高齢者サロン活動	要介護者支援マップ
岐阜 圏域	岐阜市	2,573	48	14支部社協で実施	市内201ヶ所で実施	未作成
	羽島市	112	9	112(100%)	46(41.1%)	作成中
	各務原市	376	17	273(72.6%)	市内60ヶ所で実施	作成済
	山県市	156	11	0	市内29ヶ所で実施	未作成
	瑞穂市	95	7	0	30(31.6%)	未作成
	本巣市	118	8	0	56(47.5%)	未作成
	岐南町	35	3	0	0	作成中
	笠松町	56	3	0	6(10.7%)	未作成
	北方町	47	3	0	4(8.5%)	作成済
	圏域計	3,568	109	38.7%	23.2%	-
西濃 圏域	大垣市	496	22	20支部社協で実施	178(35.9%)	作成済
	海津市	233	10	230(98.7%)	39(16.7%)	作成済
	養老町	131	7	0	7小学校区内で実施	作成中
	垂井町	136	7	136(100%)	町内14ヶ所で実施	未作成
	関ヶ原町	51	3	未把握	39(76.5%)	未作成
	神戸町	52	4	未把握	10(19.2%)	未作成
	輪之内町	25	3	25(100%)	1(4.0%)	作成中
	安八町	26	3	0	1(3.8%)	未作成
	揖斐川町	126	9	未把握	町内70ヶ所で実施	作成中
	大野町	48	6	48(100%)	9(18.8%)	未作成
	池田町	46	5	46(100%)	41(89.1%)	作成済
圏域計	1,370	79	51.6%	33.1%	-	
中濃 圏域	関市	579	19	19小学校区内で実施	19小学校区内で実施	未作成
	美濃市	67	6	1小学校区内で実施	6小学校区内で実施	作成中
	美濃加茂市	186	9	9小学校区内で実施	55(29.6%)	作成中
	可児市	136	11	2小学校区内で実施	市内20ヶ所で実施	作成済
	郡上市	107	22	0	80(74.8%)	作成済
	坂祝町	18	1	0	18(100%)	未作成
	富加町	23	1	0	0	未作成
	川辺町	12	3	0	11(91.7%)	作成済
	七宗町	32	2	32(100%)	5(15.6%)	作成済
	八百津町	79	6	79(100%)	町内34ヶ所で実施	作成済
	白川町	67	5	67(100%)	40(59.7%)	作成中
	東白川村	20	1	20(100%)	20(100%)	作成済
	御嵩町	72	3	0	18(25.0%)	作成済
圏域計	1,398	89	71.8%	71.7%	-	
東濃 圏域	多治見市	453	13	13小学校区内で実施	13小学校区内で実施	未作成
	中津川市	171	19	15支部社協で実施	15支部社協で実施	未作成
	瑞浪市	113	7	0	未把握	作成済
	恵那市	496	15	0	13小学校区内で実施	未作成
	土岐市	269	9	0	市内9ヶ所で実施	作成中
	圏域計	1,502	63	7.6%	26.6%	-
飛騨 圏域	高山市	285	19	285(100%)	165(57.9%)	未作成
	飛騨市	240	6	240(100%)	6(2.5%)	未作成
	下呂市	109	15	73(67.0%)	50(45.9%)	作成中
	白川村	16	2	0	16(100%)	作成中
	圏域計	650	42	92.0%	36.5%	-
	推計値	8,488	382	2,721(50.8%)	2,026(41.9%)	13市町村(31.0%)

資料：県まとめ

集計結果には各市町村における推計値を含む。また、推計不可能又は実施状況未把握の市町村は実施率の計算から除外

小学校区を範囲（連合自治会）とした活動

H21年1月1日現在

	市町村	自治会 等数	小学校 区数	住民参加による 配食サービス	助け合い（生活支援） 活動	宅幼老所、宅老所 の運営
岐 阜 圏 域	岐阜市	2,573	48	0	0	市内1ヶ所を実施
	羽島市	112	9	6(66.7%)	0	0
	各務原市	376	17	3(17.6%)	7(41.2%)	9(52.9%)
	山県市	156	11	1旧小学校区で実施	1(9.1%)	0
	瑞穂市	95	7	2(28.6%)	0	0
	本巣市	118	8	8(100%)	0	0
	岐南町	35	3	0	0	0
	笠松町	56	3	3(100%)	0	0
	北方町	47	3	3(100%)	0	町内1ヶ所を実施
圏域 計	3,568	109	23.9%	7.3%	10.1%	
西 濃 圏 域	大垣市	496	22	20(90.9%)	0	市内1ヶ所を実施
	海津市	233	10	10(100%)	10(100%)	0
	養老町	131	7	7(100%)	0	0
	垂井町	136	7	7(100%)	0	0
	関ヶ原町	51	3	3(100%)	0	0
	神戸町	52	4	4(100%)	0	0
	輪之内町	25	3	0	0	0
	安八町	26	3	0	0	0
	揖斐川町	126	9	0	0	0
	大野町	48	6	6(100%)	0	0
	池田町	46	5	5(100%)	0	0
圏域 計	1,370	79	78.5%	12.7%	1.3%	
中 濃 圏 域	関市	579	19	10(52.6%)	0	0
	美濃市	67	6	0	0	0
	美濃加茂市	186	9	9(100%)	0	市内1ヶ所を実施
	可児市	136	11	0	市内1ヶ所を実施	0
	郡上市	107	22	3(13.6%)	0	0
	坂祝町	18	1	1(100%)	0	0
	富加町	23	1	1(100%)	0	0
	川辺町	12	3	3(100%)	0	0
	七宗町	32	2	2(100%)	0	0
	八百津町	79	6	6(100%)	0	1(16.7%)
	白川町	67	5	5(100%)	2(40.0%)	0
	東白川村	20	1	1(100%)	0	0
御嵩町	72	3	3(100%)	0	0	
圏域 計	1,398	89	49.4%	3.4%	2.2%	
東 濃 圏 域	多治見市	453	13	1(7.7%)	2(15.4%)	5(38.5%)
	中津川市	171	19	7(36.8%)	0	市内2ヶ所を実施
	瑞浪市	113	7	0	0	市内2ヶ所を実施
	恵那市	496	15	6(40.0%)	市内1ヶ所を実施	2(13.3%)
	土岐市	269	9	0	0	0
圏域 計	1,502	63	22.2%	7.9%	20.6%	
飛 騨 圏 域	高山市	285	19	17(89.5%)	0	11(57.9%)
	飛騨市	240	6	6(100%)	0	0
	下呂市	109	15	9(60.0%)	1(6.7%)	0
	白川村	16	2	0	0	0
圏域 計	650	42	76.2%	2.4%	26.2%	
推計値	8,488	382	178(46.6%)	27(7.1%)	38(9.9%)	

資料：県まとめ

配食サービスについては、月1回以上の活動を対象とする。

集計結果には各市町村における推計値を含む。また、推計不可能又は実施状況未把握の市町村は実施率の計算から除外